

第百四十二回 参議院労働・社会政策委員会会議録第十二号

平成十年三月二十七日(金曜日)
午後一時三十一分開会

委員の異動

三月二十五日

辞任

大野つや子君
長谷川道郎君
木庭健太郎君

補欠選任

小山 孝雄君
坪井 一字君
横尾 和伸君

辞任

横尾 和伸君

補欠選任

木庭健太郎君

三月二十七日

辞任

坪井 一字君

補欠選任

阿部 正俊君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

鹿熊 安正君
石渡 清元君
海老原義彦君
笹野 貞子君
大脇 雅子君
吉川 春子君

委員

阿部 正俊君
狩野 安君
小山 孝雄君
佐々木 満君
橋本 聖子君
勝木 健司君
長谷川 清君
木庭健太郎君
山本 保君
聴濤 弘君

国務大臣

労働大臣

政府委員

防衛施設庁次長
労働大臣官房長
労働省政務局長
労働省職業安定
局長
労働省職業能力
開発局長

事務局側

説明員

社会保険庁運営
部保険管理課長

都築 讓君

伊吹 文明君

小澤 毅君

渡邊 信君

澤田陽太郎君

征矢 紀臣君

山中 秀樹君

山岸 完治君

井口 直樹君

本日の会議に付した案件
○駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の
締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の
一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○雇用保険法及び船員保険法の一部を改正する法
律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(鹿熊安正君) ただいまから労働・社会
政策委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
去る二十五日、大野つや子君及び長谷川道郎君
が委員を辞任され、その補欠として小山孝雄君及
び坪井一字君が選任されました。
また、本日、坪井一字君が委員を辞任され、そ
の補欠として阿部正俊君が選任されました。

○委員長(鹿熊安正君) 駐留軍関係離職者等臨時
措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に
関する臨時措置法の一部を改正する法律案並びに
雇用保険法及び船員保険法の一部を改正する法律
案、以上両案を一括して議題といたします。
両案に対する趣旨説明は既に聴取いたしており
ますので、これより質疑に入ります。
質疑のある方は順次御発言願います。

○石渡清元君 ただいま議題となりました駐留軍
離職者あるいは漁業離職者に関する改正案、そし
て雇用保険法並びに船員保険法の一部を改正する
法律案のうち、私は、雇用保険法及び船員保険法
の一部改正について質問をさせていただきます。

御案内のとおり、我が国の経済社会を取り巻く
情勢、非常に厳しいものがございます。本日の
朝、大臣御発表のとおり、特に雇用情勢が一段
と厳しくなっております。そうい
う中で今回の雇用保険法の改正、これは、一つ
は教育訓練給付、もう一つは高齢求職者に対す
る給付金の見直しというところに相なっております
わけでございますけれども、いずれにいたしま
しても、日本の産業、経済の背景というのは非常
に少子・高齢化の道を加速度的なスピードで走っ
ております。

きのう総務庁が発表いたしました人口推計、去
年の十月一日現在の推計では、六十五歳以上の老
年人口が千九百七十六万人、これが十四歳以下の
年少人口を上回った、こういう状況でございますし
て、総人口に占める割合も、老年人口が一五・
七%とまた上昇しております。特に十五歳から
六十四歳の生産年齢人口が低下をしておるわけで
ございます。こういったような少子化を背景にす
る生産年齢人口の減少、これは今後も続くわけで
あります。この労働力不足あるいは生産年齢人口
自体の高齢現象等々、これはかなり深刻だと思
います。

まず、今回の改正案について、教育訓練関係で
ございましてけれども、二十一世紀に向けた人材育
成について大臣の基本的なお考えをお示しいた
きたいと思っております。

○国務大臣(伊吹文明君) ただいま先生から御指
摘がございましたように、少子・高齢化、それか
ら日本経済がこれほど大きくなりましたので国際
社会の中にいよいよ応なく組み込まれてしまったとい
う内外の構造的な変化があると思っております。

同時に、もう一つ我々が考えておかねばならな
いのは、現下の経済は非常に厳しゅうございま
すけれども、趨勢的に見ますと、また国際比較で見
ますと、現在は、過去の十年前、二十年前、三十
年前と、あるいは他国と比べると非常に豊かな国
になってきておいて、それゆえに価値観も多様化
してきているということだと思っております。

そういう中で、今御指摘がございましたよう
に、一つは、働く人たちが多様な働き方を求め得
る社会経済になってきておりますし、女性の方も
どんどん社会に進出してこれだけの余裕のある
経済を持つということにもなっております。そ
れから、高齢社会になっておりますから、高齢者
の方も働き続けて収入を得ると同時に、働くとい
うことによって社会に参加しているという人間の
満足度を味わいたいというお気持ちもございま
す。そこで、そのような多様な働き方に将来的に
も現在のにも対応できるように、雇用保険の中で
教育訓練給付というものを今回創設したわけでご
ざいます。

それから、あわせて、高齢社会でございま
すので、公的介護保険というものもございまして
けれども、介護されるお立場からいけば一番お幸
せなのはやっぱり家族の中で介護をしてもらうとい
うことではないかと、それを御家族に許すような条件を
つくっていくかねばならないわけで、そういう意味
で介護休業給付というものを創設させていただき

た。

それから、先ほども御指摘がございましたように、高齢社会になっておりますので、六十五歳以上で年金だけで生活をしていらっしゃる方と、年金をお受けになりながら高年齢求職者給付金を受けておられる方の負担と給付の公平というかバランスを確保しておくという意味で、改正をその面でもお願いしたいということ、将来の高齢社会にさらに備えるために、今財政構造改革を実行しなければいけないという大方針に雇用保険として一部御協力を申し上げなければならぬ。

その三点をくんで今回の提案を申し上げているわけでございまして、その中で、今先生から教育訓練給付のことについてお尋ねをいただいた、こういう位置づけかと思ひます。

○石渡清元君 法改正の趣旨はわかるわけでございまして、厳しい雇用情勢でありますので、もう少し積極的に雇用の創出に踏み切っていくかなければいけないんじゃないか。そういう面で政府の経済対策を見ても、あるいは何次のあれには雇用対策という言葉が必ず入っている。ところが、なかなかそれが数字的にも改善されない、それがけさの発表にもつなげておられるわけでござい

ます。

今回の大臣の所信表明の中でも「摩擦的失業回避」という言葉がございました。今の雇用情勢というか、雇用のマーケット、そういったような現状についてはどのようにお考えになつておられるか。

○国務大臣(伊吹文明君) 再三申し上げておりますが、中長期的には技術開発、規制緩和、それから例えば介護のような新たな仕組みを創設することによって国民のニーズにこたえていく新しい需要の場というものがつくり出されていく、そういうことに取り組まれるベンチャー企業だとかの雇用面でのお世話をさせていただくというのが労働省の使命だと思ひます。

今、先生御指摘の、きょう私も有効求人倍率、また総務庁長官から失業率の発表がございましたが、これらについてはおっしゃっているとおりまことに厳しい状況でございます。短期的には、まず第一に、やはり経済政策よろしきを得て、できるだけ有効需要が確保されることによって雇用が堅調に移行していくということであらうかと思ひます。不幸にして失業が生じた場合には、雇用保険の支給や運用あるいはまた職業能力開発員等をいたしまして摩擦的な失業を解消していくというところだろうと思ひます。

そこで、石渡先生も実は商工関係も含めて大変御指摘が深い方でございますので、私があえて現在の景気について云々するまでもないわけですが、率直に申し上げて、消費性向というか、一〇〇〇実質所得があると幾ら使うかという数字が一年前は七二であったわけですね。残念ながら今それが六八になつてしまつておられるわけですね。六七と云つてもいいと思ひますが、この間の差が五あるわけですね。一方、実質所得という可処分所得は、昨年の四月の消費税の引き上げと十月の医療費の改定がございまして、消費者物価が大体二%弱上がつておられます。賃金が若干上がつておられますが、総じて言えば可処分所得は横ばいと言つていいと思ひます。可処分所得は横ばいであるにもかかわらず消費性向を落としておられる。つまり生活水準を落としておられるということは、将来に対する雇用、生活、いろいろな不安がやっぱり国民の中に蔓延していると思ひます。

実は、有効需要が落ちているけれども、消費性向は逆に上がつて、そして生活水準を維持しているというときは有効需要の追加、特に減税等、いろいろな私は政策の意味が出てくると思ひますが、ここで一番我々がやらねばならないことは、消費性向をもとへ戻す。もっと端的に言えれば、国民の方の不安感を払拭する。何で不安感が出てきているんだと、これはもうバブルのときのツケがあらわれて金融機関の内情が悪くなつて、言葉が適当かどうかわかりませんが、いわゆる貸し渋り現象というのが起こつて、健全にまじじいやっておられる企業でも、一年間過ぎて損益計算

書を締めてみれば黒字になつておられる企業でも、月末の資金繰りが貸し渋りのためにつかない。うちのお父さん、会社について大丈夫だろう、うちの店がもつた手形は本当に不渡りにならないんだらうかと皆さん思つておられるから生活防衛をしておられるわけですね。

私は、ぜひ与野党力を合わせて、三十兆円といましようか、十三兆円といましようか、公的資金導入の枠組みをつくつたわけでございますから、そこをまたまた二兆円しか使わないなんといううようなばかなことはしないわけであつて、金融機関はぜひ申請をしてもらつて、そして、健全、公正な経営をやつぱりディスクロージャーしてもらつて、そして、国内業務だけをやっておられる銀行の自己資本比率は四%でいいわけですから、四分の百といふことは注入した公的資金の二十五倍の貸し出しが本来であればできるはずなんです。そういうことをやつていただくことが私は今最大の景気対策だろつと思ひますので、私も大蔵大臣や閣議で、これはしっかりとやつぱりやらせてもらわないと、働く人たちの立場を預かつている我々としては非常に困るということを実は申し上げておるところでございます。

○石渡清元君 消費者マインドに及ぶ分析の御答弁があつたわけでありまして、また、貸し渋り等々についても先ほどの屋のNHKのニュースで大臣の発言を私も聞いておるわけでございまして、それと、ともしますと、何か雇用対策がもう少し産業政策を刺激してというふうに私は聞かえてならないんです。もう少し労働省独自の雇用対策、政策の展開があつてしかるべきじゃないか。ということ、この失業率あるいは有効求人倍率も今始まつたことじゃない、かなり中期的に長引いているケースなんですね。

ですから、ぜひ雇用機会の創出というのを安定行政の中で、もうたくさんの人材がそろつておるんですから、審議会をやつていまして、これはやと短期的な問題の答えをまともにもつたための審議会なわけ、ちよつとこの委員会の前の理事会

でも、これがもっと喫緊の課題じゃないかという話題も実は出ておつたんです。ぜひこれを具体的な形で進めていただきたいと思ひます。また私どもも機会があつたらこの労働・社会政策委員会で取り組んでいきたいと思つておるところであります。

こればかりやつていまして時間があれてです、次の教育訓練関係でございますけれども、教育訓練給付制度と以前からあります生涯能力開発給付制度、これは多少条件が違ひますけれども、従来の政策の延長上という考え方ではないんです。それとも、今度の新しい制度の方が八割の限度とか非常に条件がいいわけですね。そうすると、訓練する方とすればいい方へ流れてしまふんじゃないか、そういうような感じもあるもので、その辺はいいかがでしょうか。

○政府委員(征矢紀臣君) 御指摘のとおりでございます。従来の助成制度、これはこの新しい制度が発足した場合に廃止するという考え方を基本的にとつております。したがつて、今回の法律で教育訓練給付を創設しようとしておりますが、これはいろんな準備期間もございまして、できるだけ急いでというところで、十二月一日施行というところでやりますので、この十二月一日以降新しい制度が発足するわけでございまして、従来の給付金制度は本年度いっぱい廃止をする、こういう考え方で調整しようというふうに考えております。

ただし、昨年の能力開発法の改正によりまして労働者の主体的な能力開発に関する支援ということ、事業主支援、こういうものもあわせてやつていられるわけでございまして、例えば労働者の主体的な職業能力開発を促進するといふ観点から、長期教育訓練休暇制度の導入など、事業主が主体的に職業能力開発に取り組む労働者のための環境整備に努める、またそうした場合の環境整備に取り組む事業主に対する助成措置を講ずる、こういうことはあわせてやつていられるわけでございまして、この制度は今後も存続をさせる、こういう考え方

で対処したいというふうに考えます。

○石渡清元君 給付率と上限額についてもう少し具体的に伺いたしますけれども、給付率は八割、かなり高いわけですね。その割には二十万円の上限額が切られている。その辺の八割の根拠、二十万円は私にはちょっと低いんじゃないかなと。

というところは、今、産業、経済の背景というのが知的な価値、ソフトにかなり重心が、関心が移りつつあるところですので、そうすると、果たして制度はつくったもので十分な、何事も制約がありますから十分というところはあります。八割と二十万円がちょっとペラペラを欠くような、どうしてこのような数字になったのか、根拠等をお示しいただきたいと思えます。

○政府委員(征矢紀臣君) まず教育訓練給付の支給額につきましては、これは被保険者あるいは被保険者であった方、両方を対象にしているわけですが、そういう方々が教育訓練の受講のために支払った入学金及び受講料、この実費、この八割相当額という考え方でございます。

これにつきまして、労働者の主体的な取り組み、すなわち受講者の自己努力を喚起するという観点、それから労働者の教育訓練の受講にかかる費用負担の軽減をできるだけ図ろうという観点、こういうことを踏まえて、いわば自己責任という面を二割見て雇用保険制度で八割を支給する、こういう考え方をとったところでございまして、この八割というのは確かにかなり高い率ではございます。

また、この上限につきまして、これは教育訓練にかかる費用は多様であるわけでございしますが、民間の教育訓練機関におきまして教育訓練に要する一般的な費用等を勘案して、二十万円という上限を一応予算上積算しているというところでございします。

なお、二十万円という額につきましては、この教育訓練は在職者の方が夜間あるいは土日あるいは通信制を受けてもいいと、こういう弾力的な対応を予定いたしております。通信制あるいは通

学制をあわせた一般的な費用を考慮しますと、一応この上限二十万円でカバーできるのではないかと、こういう考え方でございします。

ただし、これは未来永劫二十万円ということではございせんので、今後の推移を見ながらこの上限については検討していくという考え方をいたしております。

○石渡清元君 いろいろ今御答弁がありましたけれども、指定する機関、それは後からまた質問でお伺いいたします。

ちょっと理屈っぽくなるかもしれませんが、今、今回の教育訓練給付制度創設のために五十一億円の積算の根拠が二十万円と八割というのと関係しているのかどうか。将来的に変えるというのだから、どういう発想でこういう数字が出てきたのか、もう一度。

○政府委員(征矢紀臣君) 御指摘のように、教育訓練給付の所要額の見込みとしまして、平成十年度は、これは十二月一日実施ということで一応支給対象者数六万人、所要額五十億円という積算をいたしておりますが、これは今後ずっと継続していくわけではございまして、平年度ベースの見込みとしては、支給対象者数約三十万人、所要額約二百五十億円というふうな見込みを立てております。

○石渡清元君 指定ということでありませうけれども、産業構造が非常に激しく変化をしております。この教育訓練の指定というのを、では、具体的にどのように行っていくのか。あるいは、指定に当たって産業構造の変化というのはどこまで考えて、どういったような手続をすれば労働者が教育訓練の給付を受けられるのか。その辺がみんなにわかりませんと、制度はつくったけれども生かされない、こういうことになっていきますが、ちょっと御説明ください。

○政府委員(征矢紀臣君) 教育訓練給付の対象となる教育訓練につきましては、労働者の職業能力の開発向上を通じて雇用の安定等に資すると認められるものを、教育訓練機関からの申請を踏まえて指定する、こういう考え方をとっているところでございします。

具体的なその指定方針につきましては、今後、この法律を通過した上で、実施段階で関係審議会等御議論いただくというふうになるかと思えますが、この給付の趣旨から考えまして、少なくとも趣味的、教養的あるいは入門的な教育訓練、こういうものは指定しないということになるというふうに考えております。

また、具体的な方法として、教育訓練機関からの申請に基づきまして、個々の教育訓練コースごとにその内容を勘案した上で指定して、例えば○専門学校、○講座、そういう形で官報によって告示するということを予定いたしております。

それから、産業構造の変化等に配慮すべきではないか、こういう御指摘でございしますが、おっしゃるようなこともあわせて考えていくことが必要であろうかというふうに考えております。

例えば、現時点で想定できる具体例を挙げますと、高度情報化に対応してコンピュータ等の情報処理関連の講座とか、あるいは企業におきまして事業の効率化、多角化への対応として経営労務コンサルタント、マーケティングリサーチ等の講座であるとか、あるいは業務の国際化への対応として、国際ビジネス、会計とか法律とか、あるいはビジネス英会話等の講座、その他専門性が求められる中で各種公的資格取得のための講座、こういうものが考えられると思えます。

○石渡清元君 ぜひこの制度が定着をし、さらに一人でも多くの方に活用していただくようにして、職業訓練制度等々そのものは、よく言われる雇用の流動化、これに拍車をかけたり、あるいはそういう訓練自体によって労働マーケットの中で自分をいかに高く売ることができるといふことでみんな走っていくと思うんです。また、

経営自体も人材の出入りが自由だと、それを前提とした経営、そういうたような社会に拍車をかけるような気がしてならないし、また、ある意味では職能評価制度へつながっていくと考えてよろしいのかどうか、その辺のところはいかがでしょうか。

○政府委員(征矢紀臣君) 基本的には御指摘のような方向、そういうものがあろうかと思えます。いずれにいたしましても、新しい産業構造に対処する観点から、ただ一つ明確に申し上げられたいのは、要するに、労働者がみずから自分の先行きを考えてトレーニングを受けよう、こういう場合にこの制度が活用できる、こういうものでございします。その点について従来の制度は、基本的には事業主の方が教育訓練の枠組みをつくってやる場合の事業主に対する助成という考え方でござい

ましたが、この新しい教育訓練給付については、労働者が自分の判断で教育訓練を受けて、その実費について支援する、こういう新しい制度として組み立てているところでございします。

これにつきましては、やはり制度の枠組みをつくって、十分周知徹底をしてできるだけ多くの方に積極的に活用していただくことが非常に重要であるというふうに考えております。

○石渡清元君 次に、高齢者雇用対策等々に移ります。

今回の改正案は、高年齢退職者給付金の見直しと国庫負担の廃止になるわけでございしますけれども、高年齢退職者給付金は昭和五十九年から創設されておまして、それなりの役割を果たしてきたと思えます。今回の改正等々について、今まで果たしてきた役割と、これからの高齢者雇用に対する考え方をまずお聞かせください。

ておやめになったときにこの高年齢求職者給付金を支給する。これは失業した場合における求職活動を引き続き支援する必要がある。こういうことから御指摘のように従来この制度を設けて運用してきたところでございます。

ただ一方で、非常に厳しい財政事情の中でこの高年齢求職者給付金、これは六十五歳以上の方です。それから年金が支給されるわけでございまして、そうしますと、年金で国庫負担がされてい、なおかつ高年齢求職者給付金についても国庫負担がついている。両方に国庫負担がついていて、ダブルでついている。こういう指摘があります。これは確かにそういう事実がございます。非常に厳しい財政事情の中で構造改革を図るという観点から、国庫負担は廃止すべきである、こういう考え方が一つございまして。

それからもう一つは、給付金の額につきまして、したがってこれはもうそういう意味では廃止すべきではないか、「廃止を含めて見直しを行う」べきである、こういうことで財政構造改革特別措置法においてそういう条文規定があったわけでございます。

先ほど申し上げましたように、今まで高年齢求職者給付金の運用実績がある、そういう観点から、これはやはり関係審議会におきましても廃止するのはいかかものかということで、六十歳代前半におきまして雇用保険と年金の併給調整、これが来年度から実施されることに既に法制的になつていくわけでございます。

これは、雇用保険が支給される場合には年金の方は支給しない、こういう併給調整であります。が、それとバランスを考へて、高年齢求職者給付金について、これは廃止はしない、ただし額については半分程度の支給額とする、こういう考え方で御提案を申し上げているところであります。○石渡清元君 今、全体的にお答えがありましたけれども、もう少しちょっと細かくお伺いをします。

国庫負担の廃止については雇用保険財政、全体

の財政との関係でお伺いをしたいと思います。

併給調整、こちらがちょっと論点かなという気がいたしますけれども、それでは、まず高年齢求職者給付金の支給状況というのは人員、あるいは一人当たりの大体の平均支給額、これはちょっと言わなかったんだけれども、そういう御答弁があったので、まずそれから答えてもらおうか、全部やると焦点がぼけちゃうから。

○政府委員(征矢紀臣君) 高年齢求職者給付金の支給実績でございますが、最近で見まして、平成七年度受給者数が約十二万人、支給金額が八百二十四億円でございます。平成八年度十二万六千人、支給金額が九百一億円でございます。国庫負担につきましては、このうち五分の一相当額ということになりました。

○石渡清元君 それを十二万人で割れば一人当たりの平均が出るんでしょうけれども、結局高年齢求職者給付金を半分にといいことになりましたと、六十五歳の直前で退職をして失業給付を受けようというのが多くなつちゃうんじゃないですか。余りうがったあれだけれども、この制度を考えたときに、どうしてもそういうふうな方向になるような気がする。

ですから、さっきから大臣の御答弁で何回も六十五歳という年齢が出てまいりましたけれども、今回の制度はそれを何か浮き彫りにするような形なのか。現行の給付の額を半分にする、その理由をもう一回説明していただけたらいいですか。

○政府委員(征矢紀臣君) 個々の方々の選択でございまして、御指摘のように六十五歳になる前にやめるという方があり得るかと思ひます。ただし、これは雇用が六十五を過ぎて継続した方についての給付でありまして、雇用の継続という観点からいへば、これも個々の企業によって状況は違ひますが、長く働けるということでその選択をする、こういう問題でございまして、必ずしもこの制度で給付金が半分になったから六十五になる前にやめるということになるとは私どもも考えておりません。

今回の基本的な考え方としては、既に法律上実施期限の来たります六十五歳までの方について、これが年金と雇用保険の併給が調整されることになっておりまして、雇用保険の給付がされている間は年金は支給停止にする。そうしますと、従来は年金と雇用保険と両方併給になっておりましたわけで、それは制度の価値判断は別として、金額的には大体半分ぐらいになるわけですね。

そういう制度改善が既に行われておりまして、そういう制度とのバランス上六十五歳を超えた方についての高年齢求職者給付金のあり方について、一方で国庫負担が両方出ている、こういうことと、それから今言ったような六十歳代前半の方とのバランス、そういうものを考へて給付水準を半分程度とする、こういう考え方をとったところであります。

○石渡清元君 労働省からいただいた雇用保険関係の数字、数年のものですけれども、今国庫負担、国庫負担という話がありましたけれども、それはそれほど響くほどではないと思ひます。むしろ私は高齢者の六十五から六十九歳、六十五から上の雇用就業対策というのがこれからかなり課題になってくる。きょうも大臣記者会見で発表されておりましたけれども、高齢者の雇用が厳しいんです。

ですから、この制度をやるといふのもさることながら、高齢者の就業対策といふのを何かひとつ考へていきたいと思います。この制度だけじゃ必ずしもフォローされないんじゃないか。国際的な定義では六十五歳以上の人口が全人口に占める割合が七％で高齢化社会で、一四％になって初めて高齢社会、もう日本は高齢社会ですけれども、これから特に日本は高齢社会が進みますので、今後の高齢者雇用対策の重要性というのがありますし、また定年との関係、引退過程でどういふふうなスムーズにバトンタッチをするか、その辺のところをもう一度、高齢者の就業対策も含めて大臣のお考えをちょっと。

○国務大臣(伊吹文明君) 政府委員が国庫負担と云うことをいろいろ申し上げましたが、私は、率直に言つて国庫負担の問題は財政構造改革に貢献するために、いわゆる雇用保険の全体に対する補助率をどうするかという議論のところへ出てくるんだと思ひます。むしろ公平論だと思ひます。

つまり、六十歳から六十五歳までの方は働いておられると年金はもらえなくなつちゃうんです。これから、そして、失業したら求職者給付金でやつて下さい、こうなります。六十五歳以上の方は、仕事をせずに年金だけでやつておられる方は年金だけしかもらえないわけですね。ところが、働いておられると、年金は二〇一三年には厚生年金六十五歳支給に段階的になるわけですから、六十五歳以上はいずれにしろ年金はフルにもらえるわけですね。そして、同じ働いていない失業したという状態でも年金はフルにもらえて、その上に求職者給付金というものが乗つてくる。だから、そここのところがやや負担と給付の関係からいふとバランスを欠くというところをえ方をした方がいいんじゃないかと私は思ひます。

そこで、先生がおっしゃっていることは私は非常にいふまでもないと思ひます。というのは、これはもうそのうちに頭を下げてでも七十まで働いてもらわなくちゃいけない時代が来るわけですね。そうしますと、年金財政に余裕があれば、六十歳から六十五歳はもちろ、六十五歳から七十歳ももちろん、働いている間は年金は結構です。しかし失業したら働かなくなるために求職者給付金でつないでください、ただしその間、もつた人と辞退をする人が出てくるわけですから、辞退をした人が例へば七十になつて働くのをやめたら、辞退をした年金の方の金額を一般の人の一・五倍にして差し上げますよという制度に本当は持つていくべきだと思ひます。年金の方で六十歳から六十五歳までを調整したというのは実はそういう方向だと思ひます。

ところが、六十五歳以上は年金の方で調整をし

ないものですから、こちらで調整をさせられてい
るという形であつて、七十まで生き生きと働いて
もらうためには、本当はこの制度はずっと残して
おいて、そして年金の方は働いて収入があればそ
の分は少し御辞退いただいて、そのかわり辞退し
た分を働くことをやめた七十歳から一般の方より
一・五倍給付してあげるという形が将来的には
やっぱり持つていくべき方向だろうなと私は実
考えながら、しかし現実としてはこういうところ
かなというんでお引き受けしたというのが政治家
として率直なところでございます。

○石渡清元君 やっぱり六十あるいは六十五を過
ぎると、働く意欲のある方とそうでない方がは
つきり分かれてくるんです。だから、少なくとも働
く意欲のある方に対して、働くといふんなら面
面保障が制限されて働いて損だといふことがな
いような、そういう制度、調整をぜひこれから
やってほしいと思います。

それと国庫負担の廃止がありますけれども、も
う一つ私が雇用保険制度でちょっと心配なのは、
運用収入も金利の下げ等々で大分下がつていま
すけれども、この辺の対策はどんなふうに考
えていますか。

○国務大臣(伊吹文明君) これは実は昨年の暮
れでございますが、予算折衝で最後に大臣折衝が
ございました。大蔵大臣に私が申し上げた内容で
ございます。すべて申し上げるのが適当かどうか
わかりませんが、むしろ御審議に供するために私
は情報公開をした方がいいと思つたので、率直に
申し上げたいと思つた。

現在までのところ、雇用保険特会というのは、
先生方の御指導もいただき、また労働省の先達諸
君もうまくやって、自主運用などというつまらな
いとか、本来きつち運用しなければならな
いことからはみ出すようなことはやらなかつたわ
けです。ずっと運用部預託をやつておつたわけ
です。バブルのときをそれで乗り切つて、株式だ
とか何かに変なことをしなかつたから含み損が一切
ないわけなんです。そのおかげで現在約四兆円の積立

金がございます。

しかしながら、雇用保険の財源としては、この
四兆円の積立金のおおしやうに国庫負
担も一部入つておるわけなんです。そして、その国庫
負担を従来から少し減らすといふことを今回決
めたわけでございます。働く方から雇用保険を
預かつて責任者である大臣としては、今先生
が御心配になつておられるように、積立金の動きがだ
んだん不安な状態になつてきて、将来料率を変え
なければならぬといふときには、国庫負担の問
題についてはもとへ戻してくれと私は言つたわけ
です。大蔵大臣もうんとはおっしゃいませんでし
たが、労働大臣の発言は重く受けとめて、そのよ
うな事態が生じたときには御相談させていただきます
と、こういうことで今回の措置になつたわけ
でございます。

○石渡清元君 さすが実力大臣の名をほしいま
まにされておられると思つたけれども、私が申し上げ
たのは、今回の国庫負担の廃止で、平成十年のあ
れを見ても国庫負担の減が一十億、運用収入の減
が五百億ですから、かなりある意味では影響があ
るのでも申し上げたわけでありまして、いづれにいた
しましても、これから超高齢化社会に向けて高齢
者の雇用システムを何らかい方向にひとつ定め
ていきたいと思います。

さらに、やはり少子化対策、私は人口政策だ
と言つておられるんですけども、これをやりませ
んと、今どき日本はエネルギーが下降線をた
どつておられますので、そういう意味では労働省も
子育て支援を初めいろいろ出してありますけれど
も、もう少しパンチ力のある政策もこれからぜひ
一つお願いをいたしまして、私は質問を終わら
します。

○海老原義彦君 私は駐留軍関係離職者等臨時措
置法及び国際協定の締結に伴う漁業離職者に関
する臨時措置法の一部を改正する法律案について
質問いたします。

大変長い題名でございますが、これは、長くて
読みにくいんですが、中身は極めて簡単でありま

して、この二つの法律、いずれも五年ずつ延長す
るというものでございます。これを読みまして、
私は首をひねりました、なぜ五年なんだろうな
と。そういう発想から順々に質問していきたい
と思つた。

この二つの法律ができた経緯といふことが、
きつかけと申しますか、そういうことはどうい
うところから始まつたんでしようか。それぞれの法
律についてお聞きしたいと思つた。これはまず
事務的に伺います。

○政府委員(征矢紀臣君) まず、駐留軍関係離職
者等臨時措置法でございますが、これにつきま
しては昭和三十三年の日米共同声明に端を発し
て、駐留軍の撤退、縮小が開始されて以来、駐留
軍関係離職者が相当数発生した、過去そういう経
緯がございます。そういうことから、これらの
方々の再就職の促進及び失業期間中の生活の安定
を図るために、昭和三十三年四月に衆議院内閣委
員長から法案が提出され、三十三年五月に五年間
の期限立法として、いわばこれは議員立法で制定
された、こういう経緯でございます。その基本
的な考え方は、今言いましたような形で、いわば
国の直接責任によつて国策の結果として離職者
が出てくる、こういうことが背景にござい
ます。

当時、臨時措置法とされた理由につきま
しては、この法律に基づく対策は国際情勢の変動等
の影響を受けて発生する駐留軍関係離職者に対
してとられる特別の対策であり、国際情勢が安定
した場合においても必要な恒久的な対策とは考え
られないことから、期限を限つての期限立法として
提案されたもの、こういうふうな理解をいたして
おります。

それから、国際協定の締結に伴う漁業離職者
に関する臨時措置法の関係でございますが、これ
につきましても、昭和四十年代の後半以降、海洋
資源に対する国際的な関心が高まり、沿岸国によ
る二百海里水域の設定が相次いだ中におきまし
て、日本と関係国との漁業交渉が行われました
が、とりわけ旧ソ連との協定、これが大幅な漁獲

量規制を内容とするものであったことから、大規
模な減船及びこれに伴う多数の離職者の発生を余
儀なくされたものでございます。これもそういう
協定により、いわば国策によりまして離職を余儀
なくされる方が大量に出た、こういうことでござ
います。

このような漁業離職者につきましては、国際協
定の締結に伴う国際環境の変動という、個々の
事業者の努力ではいかんともしがたい理由による
離職であること、一般的に漁業離職者は通常の離
職者よりも再就職が困難であること、こういうこ
とから、再就職の促進等のための特別の措置を講
ずることを目的として、昭和五十二年に衆議
院社会労働委員会から法案が提出され、同年に成
立し、五十三年一月から施行された。これも議員
立法でございます。

臨時措置法とされた理由につきましても、国際
環境の変動や長期間における国際協定の動向に
ついて見通しを立てることが困難である中で、国
際環境の変動等の状況に適切に対応できるよう、
当面の二年間の期限法として提案されたものと理
解いたしております。

○海老原義彦君 今のお話を伺つておると、
いづれも特別の国策上の事由によつて離職者を生
ずるといふようなことから始まつておる。当面、
ともかくその離職者の状況がどうなるかといふこ
とを見きわめるために期限立法にした。

ところが、これは期限立法の形、当初はそうい
う思想でとつておられるんですけれども、その後何
度も改正によつて五年延長であるとか、場合によ
つては二年延長、三年延長であるとか、そういった
ことで延長に延長を重ねておるわけございま
す。

まず、事務的にどんな経緯でここまで延長して
きたのかというのをちょっと伺つておきます。

○政府委員(征矢紀臣君) 御指摘のように延長
いたしてきておられるわけでございますが、駐留軍
関係離職者等臨時措置法につきましては、昭和三十
三年に制定されて以来、五年ごとに計七回、法の有

効期限を延長してきたところでございます。

漁業離職者関係につきましては、これは昭和五十四年の法の期限の四年延長、昭和五十八年、昭和六十三年及び平成五年に法の期限の五年延長、これは最初二年で出発したわけでございますが、その後、四年延長、五年延長と、こういう形で延長をいたしてきたところでございます。したがって、現時点におきましては、期限が若干一カ月は違いますが、延長期間としては五年間という形になっていて、こういう経緯であります。

○海老原義彦君 どちらも非常に長い歴史を経て、殊に駐留軍離職者の方はおおよそ四十年近いような長い歴史を経て、やはり国策によって離職者が生じていくという状況は変わらないんだ。だから四十年という長期にわたって延長を重ねてきた。

それでは、今後はどうなんでしょうかと考えてみますと、駐留軍離職者につきましては、これは安協定がある限り駐留軍はいるわけでございまして、今後基地の移転とか移設とかあるいは場合によつては縮小であるとか、そういったことも考えられるわけであります。そうすると、当然今後ともそういう状況は続くんじゃないか。

また、漁業の問題につきましても、これはグローバルな地球資源の保護という見地からいろいろ国際間の取り決めが進んでいくことも当然予測されると思う。それに伴って同じような状況が発生するんじゃないか。

これまで四十年の間途切れることなく続いてきた、漁業についても二十年の間途切れることなく続いてきたというのを考えますと、この辺でも恒久法にした方がよしいんじゃないか、私はそう思うんです。何で五年ごとに延長しておるんだらうか。大変簡単な条文でございまして、五年後の期日を書いて、何日までと書きかえるんだと書いてありますけれども、恒久化するならばもっと簡単でありまして、附則第何項を削除するということでも済むわけでありまして、なぜ恒久化を考えないんだらうか。

こころはひとつ大臣のお考えを伺いたいと思います。

○国務大臣(伊吹文明君) 先生がおっしゃっている趣旨は私も半分そのとおりだろうなというふうに思いますが、同時に、政府委員が御答弁を申し上げましたように、例えば駐留軍関係離職者等臨時措置法についても、平和条約が結ばれて本土の基地が大きく動いたときは大変なまず一つ大きな意味があったと私は思うんです。今、沖縄の方にそういうことで大変御迷惑をかけ、沖縄の方にもいろいろな感情をお持ちになりながら、沖縄振興策というものが協議されております。その中で、日米安保が統いても基地が安定的に定着をした場合は実はこの法律は発動されないわけなんです。

今のところ、普天間の問題とかいろいろなことSACOの関係で取りざたされているのは御承知のとおりでございまして、国の安全保障、外交の将来、それから資源の維持確保のためにどこまで生物・魚類資源の漁獲についての制限が起ってくるのかということについてはやはりなかなか率直に言ってみると見通しが立てにくい。

特例法でございまして、できれば、これは一般会計というか、国民すべての税負担で国がその原因になっているある特定の方々に投入していることでございまして、できるだけ限定的に使うというのが本来の財政のあり方だろうと私は思うわけでございまして。

そこで、五年がいいか、御指摘のように十年がいいかということになると、私はどうも先生の御意見に引張られそうなるところもあるんですが、従来の例からいって一応五年ということで更新をさせていただきたいというのが今回のお願いでございまして。

○海老原義彦君 大臣の御説明の趣旨はよくわかっております。ともかく今回は私はこれを修正してどうこうということをお願いしておるわけではないんです。ただ、考えてみますと、やはり米軍基地の問題というのを、仮に安保がずっと続くんだというこ

とであるならば、なおさら基地の合理的な配置というようになども考えていかなきゃならぬだろうし、今後とも離職者の問題というのは発生するところはどうしても避けられないと思うんです。それから、漁業の問題にしても、地球資源保護ということにはますます強い国際的な要望となってくる、これが漁業にはね返るということは当然考えられるわけでございまして。

また、特例法として特別の措置を講じておるということでの国の負担というお話もございましたが、私の質問からも欠落しておったのでまだ御説明いただいておりますけれども、やはり駐留軍離職者にしる漁業離職者にしる、今まで特殊な環境で特殊な職種で育ってきておる者を全く違う職種に転換するという問題がございまして、特別の訓練なども必要でございまして、こういう特例法を設けておくという意義は非常に大きいと思うんです。

今回でなくて将来、五年たつとまたこの延長の問題が必ず起こってくるわけでございまして、五年後にならぬうちにこれを恒久法化するということをお検討いただきたいと要望いたしましたので、質問を終わります。

○長谷川清君 民友連の長谷川です。まず、船員保険の方から質問に入りたいと思います。今回、改正をされようとしております失業保険の給付の日数を改善するということにつきまして、私は、二百四十日が二百七十日になるということは非常にその努力を多として評価しております。もう一つの努力をしてもらって、これは本年の十二月一日施行というふうにはできないかという点をまず第一に。

○説明員(井口直樹君) 今、先生御指摘でございますが、これは今お話がございましたとおり、雇用保険におきましては最高三百日と相なっております。現在の船員保険制度におきましては二百四十日ということで、御指摘のとおり六十日

間の格差がございまして、関係者の中から改善ができないだろうかということで私どもも御要望を受けていたわけですが、数年ほど前まで船員保険の財政は非常に厳しい状況でございまして、そういうことで、私どもなかなかそういう御要望にこたえられなかった事情がございまして。その後、保険料率の引き上げ等お認めいただきました。若干財政状況にゆとりが出てきた。そういう状況になったものですから、今回、雇用保険法の改正に伴いまして、私どもの方の船員保険につきましてもそういうような改善措置が、全額というわけにはなかなかまいりませんが、三十日間延長というところでできたわけでございまして。

ただ、実施時期につきましては、これは全体的な制度の円滑な移行等々の観点から、被保険者あるいは便宜等を考えまして、これは高齢求職者給付金の給付日数の見直しと、給付面のもう一方の見直しとがございまして、平成十一年四月一日からというところにあわせてやりたい、この方が諸般の便宜上都合がいいのではないかと、こういうふうに考えましてそうさせていただきます。で、ぜひともその辺の事情を御理解いただければというふうに存じている次第でございまして。

○長谷川清君 この船員保険が一般の保険とは別建てになっているということがあります。船員保険の場合には格差を持っています。こういう格差、今も回答がありましたように、三百対二百四十が二百七十になる、いいことであります。高齢求職者の日数についても、百五十対百二十と差があります。また、国庫補助や個人が払う保険料という側面から見ても、船員の場合は保険料の料率は雇用保険よりも高くなっている。

また、もう一つ、船員保険法は五十八条ノ二において、予算の範囲内で行うとなっております。一方、政管健保の方では、健康保険法は第七十条ノ三の一項で、給付金の一六・四から二〇%の範囲内だとしております。それを今現在では附則によって、当分の間は一三%としているということ

間、格差がございまして、関係者の中から改善ができないだろうかということで私どもも御要望を受けていたわけですが、数年ほど前まで船員保険の財政は非常に厳しい状況でございまして、そういうことで、私どもなかなかそういう御要望にこたえられなかった事情がございまして。その後、保険料率の引き上げ等お認めいただきました。若干財政状況にゆとりが出てきた。そういう状況になったものですから、今回、雇用保険法の改正に伴いまして、私どもの方の船員保険につきましてもそういうような改善措置が、全額というわけにはなかなかまいりませんが、三十日間延長というところでできたわけでございまして。

ただ、実施時期につきましては、これは全体的な制度の円滑な移行等々の観点から、被保険者あるいは便宜等を考えまして、これは高齢求職者給付金の給付日数の見直しと、給付面のもう一方の見直しとがございまして、平成十一年四月一日からというところにあわせてやりたい、この方が諸般の便宜上都合がいいのではないかと、こういうふうに考えましてそうさせていただきます。で、ぜひともその辺の事情を御理解いただければというふうに存じている次第でございまして。

○長谷川清君 この船員保険が一般の保険とは別建てになっているということがあります。船員保険の場合には格差を持っています。こういう格差、今も回答がありましたように、三百対二百四十が二百七十になる、いいことであります。高齢求職者の日数についても、百五十対百二十と差があります。また、国庫補助や個人が払う保険料という側面から見ても、船員の場合は保険料の料率は雇用保険よりも高くなっている。

実でございまして、私たちとしては、昨年十二月に雇用調整助成金制度にかかわる大型倒産事業主の指定基準をまず改定させていただきました。それからまた、雇用調整助成金の特例措置として、雇用環境が特に厳しく、雇用調整を余儀なくされている業種についての高率の助成を行っているのは御承知のとおりなんです。三月末にこの期限が切れます。しかし、これはもう延長するのは当然のことだというふうに考えてやっております。

それから、従来の職安というのはどちらかというと、お役所仕事と言うと職安の諸君には失礼ですが、待って、求人と求職が来るのを受けとめて御紹介申し上げるということとでございまして、今は積極的に打って出て、どんな職でもいいから、少しでも企業にお願いをして出してもらう。また、そのお願いがやりやすいように私も中央の経済団体をお願いしてきたわけですが、そういうことを引き続いて強力にやっていますながら、失業率と景気動向を見きわめて対応させていきたいと思います。一生懸命やります。

○長谷川清君 今お答えにもありましたけれども、もう直近のこの状況からいまして、例えば家電業界、あの大きい東芝であるとか日立であるとか松下、東芝でも一時帰休を五日間、大体二千二百人対象でやっている。日立も五百人が配置転換する。松下電器も、これも採用を大幅に削減する。そういう状況で、そういう大手についても家電業界はいよいよ雇用調整局面に入っちゃって、今回雇用調整助成金の申請をするという事態にまで来ておるわけでありまして。

こういう状況で、私は、あのイギリスのサッチャーが成功したのは、例えば経済界をほとんど規制緩和した。それは確かに長期的にはプラスをもたらします。その過程に必ず逃げることでできない倒産とか失業、雇用の問題がある。したがって、これは私は昨年の臨時国会だったか、言いましたように、これは労働省だけじゃあ

りません、国の施策として、よく言われる情報通信、光ファイバー、これはもう何百倍の威力です。ね、何千倍でしょう、今の電線一つと比較すると。そういう情報通信関係であるとか福祉関係であるとか環境関係であるとか、あるいはまた科学技術の分野であるとか。

住宅は今アメリカなんかは大体二倍、三倍のスペースですね。建物も大体二、三十年たつたら日本のは木造はすぐにもう価値を失う、建てかえだ。小さいスペースに小さいうちで、そしてそれが一代限りというのではなくて、例えば私が今の二倍ぐらいのスペースで、石の文化を持ち込むまではないまでも、少なくとも百年使えるものができれば、息子はそこへ入れます。順送りで大体二世帯ぐらいで一つの自分のうちを。

あらゆる意味において、今までの価値観や今の社会の仕組みではない、新規の、新たな産業というものは、そこからは需要が生まれる。これとパッケージで規制緩和、ここが勘どころだと思ふんです。そういうことをきちんとしていきたいと思います。雇用は非常に重大な壁にぶつかってしまつて大変なことになるといふ認識を持っております。

そういう点について現状の認識をお聞きしたのは、そこら辺のまさに危機的な、本日に一日、一分、一秒を争うぐらい早くパッケージ政策を示すべきである、そう思いますが、いかがでしょう。

○国務大臣(伊吹文明君) 今、長谷川先生のおっしゃった基本的な認識は私も同じと申し上げてよろしいと思ひます。

そして、実はさきよう社民党、さきがけ、自由民主党、与党三党の政策責任者が我々内閣にお示しになった中にも、今先生がおっしゃっているような構造を変えていく、いろいろな通信それから環境、住宅等の提言が実はなされております。同時に、非常に興味深いことは、その中にいわゆるPFIというものを非常に強く打ち出しております。これはやはり財政の赤字を、つまり財政の赤字というのは、今私たちが私たちの後で

のことを財政にしろもらっているがゆえに私たちの子供たちの選択権を奪う国債を残しているというところから、それを再建するというか、改革するということとはだれしも反対ではないわけですが、従来の公共事業の直轄のばらまきより、ばらまきという言葉が適当かどうか分かりませんが、直轄事業を政府が直接やるよりも、利子補給だけ一般会計で負担しておけば財政も直りますし、有効需要も同じだけ出てくる、そういうことも言っておるわけです。

サッチャーさんのお話も出ましたが、これはもう先生よく御存じのことですが、サッチャーさんが成功したもう一つのかぎは、やはり大胆な税制改革をやったということなんです。これには賛否両論ありになると思いますが、直接税の比率、法人税、所得税の負担を著しく軽減して、すべての人が年金を受給しすべての人が老人医療の恩恵を受けるときには、すべての人が負担するタイプの税をふやしていくという形の税制改正をされた。そのことが経済が運営される基盤を底上げして、結果的に雇用を引き上げてきたということがあります。

したがって、規制緩和をやるといふことは、まず長期的には雇用を創出しますが、短期的には非常に難しい状態をつくり出すというのは私はもう先生と全く同じ認識でございまして、その辺も必要があれば閣僚として私は先生のような発言をしたいと思っております。

○長谷川清君 今回の法改正で、私も評価すべきところは評価したいと思ふんですが、一たび失業になった後の対処という観点で、今回は再就職手当に関する特例措置を一年間延長するとかあるいは新たに教育訓練給付制度を設けたというところは個人が申請して個人が受け取る今までのようなものですから大いに結構だと評価をしております。これは一たび失業した後の措置ですが、その評価はそんなに大きいものではなくて、ただ評価できるのは、後追いはありませんが、そこにこういう訓練を受けやすく効果をあらしめ

ることによって、再就職の道がもう少し広がっていくということでもあります。

山一証券のあの件でもそうありますように、専門的な能力をいろいろ持った人というのは再就職しやすいけれども、最近の悩みはホワイトカラーの人たち、一般の事務系の人たち、ここがなかなか後の再就職が難しいという、そういう意味での評価をしていきたいと思ひます。

そこで、私は今回提案されております本人の申請によって本人が給付を受けられるという、このことをいいたいことだという前提の上に立って二、三質問をしたいのであります。

まず、実施期日をもっと早められないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○政府委員(征矢紀臣君) 教育訓練給付制度の実施時期の問題、もっと早められないかと、こういう御指摘でございまして。私どもこの法案で十二月一日という実施期日を定めているわけですが、基本的にはできるだけ早くという考え方を踏まえて、関係審議会におきます検討は全体を十一月の四月一日からというふうなことで検討もされていたわけでございます。

特に、この介護休業につきましては御承知のように来年の四月から義務化されるわけですから当然四月一日ということでございますが、教育訓練給付についてはできるだけ早く、こういう御意見がございまして、どこまで早められるかということを事務的にいろいろ検討したわけでございます。

一つには、私どもの雇用保険制度は全部コンピュータ処理をいたしておりますが、コンピュータ処理につきましては相当準備期間がかかるものですから、どうやりましたも来年度でないと間に合いません。したがって、これは手作業でないとできない、こういうことがもうはっきりいたしておりますが、それでも早くすると、こういうことでございまして。

それからもう一つは、この新しい制度につきまして手順を踏んでやっていく必要があるわけでは

ざいまして、特に教育訓練機関の対象について、まず関係審議会を基準をつくりまして、全国の教育訓練機関の申請を受けて、それを踏まえてこのコースを労働大臣が指定する、そういう作業に、これは法律のできるだけ早い成立をお願いし、ても相当期間がかかります。

それから、この制度自体を全国的に周知徹底して労働者の皆様方、これは在職者もそれから離職者も両方この制度は対象にいたしておりました、どちらの方も一定の資格があればこの教育訓練を受けられる、こういう形でございます。この制度の周知徹底を十分して、その上で実施に移す必要がある、こういうことからいろいろ検討いたしまして十二月一日と、こういう期限を定めたとところでございますので、ぜひ御理解いただきたいと思

います。

○長谷川清君 先ほどの石渡委員の教育訓練の基準の問題であるとか、手続であるとか、利用しやすいような制度であるとかという質問に關しまして、私も同じように感じておりますが、お答えは官報で、こういう大体お答えがありました。

このせつかくい制度、私が評価をした制度の対象は三千万人を超えるぐらいの広い対象者がいるはずで、しかも、そういう対象者はごそごそと固まって一つのあれでばんと連絡をとればさつと行き渡るようなそういうものではなくて、ばらばらに個人々々。そういうところに官報、同じ質問になりますけれども、何かこれはそこに不安を感じます。

これはいい制度でありますから、本当に再就職のところまで何とか行き着くような、答えが出るような実績を年々歳々上げていただきたい。そして、当面の対象はどのぐらいを見込んでおられるのか、平年において大体どのぐらいを見込んでおられるのかというようにも含めてひとつお答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(征矢紀臣君) 先ほど石渡先生の御質問に答へが不十分でございまして、法制的な手続きとしては、全国に周知するための仕方としては

官報で告示すると、こういうことでやりますが、実際上の周知徹底はそれではとても不十分でありますから、御指摘のようにいろんなさまざまな手段で周知徹底を図る必要があると思ひます。これは制度のわかりやすい色刷りのパンフレット、リーフレット、そういうものを大量につくりまして、私どもの公共職業安定機関に備へつけて、出かけていったときに周知するとか、あるいは経済団体、労使団体等を通ずるとかいろんなルートを使つて全国的に周知徹底をしていく必要があるというふうに考えております。

それから、この教育訓練給付の見通しでございしますが、十二月一日実施ということで、出発時点では大体六万人ぐらいの対象者で五十億圓という予算の積算をしております。これは率直に言つて、初めての制度でありますから、大方の見当という言い方は悪いんですが、そういうことでやっております。平年度化しますと、大体この対象者が二十万人ぐらゐ、予算規模としては二百五十億圓ぐらゐを考へております。

これは、制度的に周知徹底されましてさらに対象者がふえれば、それはそれに應じて予算措置をするという考へ方であつたかと思ひます。

○長谷川清君 審議会の中で議論されるのであります。長谷川君、ぜひひとつ実効が上がるような知恵を発揮していただいて、知らしめるという作業を徹底していただきたい。個人の申請によるものであります。

それから、今こういうことで新たにやろうとしておりますが、今までもやっておりますような公共の職業訓練であるとか、あるいは企業がやつております訓練であるとか、あるいは職業能力開発の問題等々、ぜひ両立をさせていただく、こつちの力が入ったからこつちはちよつとというように、このないようにはこつちはひとつお願いをしておきたいと思ひます。答弁は結構です。

次に、国庫負担の件についてお聞きをします。先ほどの質問の中で大臣が答へておりました、何か国庫負担について大臣答弁の中では財

法にも貢献をして云々という言葉がありました。そして後の方では、働くというものが六十五歳からさらに七十歳ぐらゐまで働く条件というのか、それを可能ならしめて、そのかわりそれ以降になつた場合には年金を一・五倍でもというお話もありました。これはわかります。

私は、さつきもちよつと厚生省の方にも申し上げましたように、今、年金も健保もすべてこの国庫負担がどんどん低下をしております。それで、一方においては保険料の負担は増大をしていく状況というものがございまして、いかんせん、そういうものの中で、終着駅はどこかわかりませんが、物の考へ方としてさつき言つた福祉の水準、ナショナルミニマムという発想、自助、共助、公助という、さつきのお答えと今私が申し上げてゐる視点、ちよつとその辺がかみ合わないと思ひますから、大臣、もう一度お聞きをいたします。

○国務大臣(伊吹文明君) まず、先生はこれはもう御承知でおっしゃつてゐることだと思ひますが、健保と厚生年金には国庫負担が入つております。国庫負担が入つてゐるのは、国民すべてが受給資格を持っております基礎年金と、それから財政の状況がどうしても立ち行かない医療保険などの国保には国庫負担が確かに入つております。

と申しますのは、保険というのは全国民ではなくて全国民の一部を対象にしてゐる、先生のお言葉で言へば共助の仕組みでございします。そこへ、その仕組みに入っていない人たちの税負担と申します、国庫補助であるいわゆる公助を入れるにはやはりそれなりの理由がなければならぬわけであつて、全国民が対象になつてゐるのは全国民の国庫負担を使うということについては何の問題もないと思ひます。

そういう意味では、この雇用保険についての国庫負担率が幾らであるかというの、これは哲学論争に実はなつてゐる者の立場からいへば、でき

るだけ高くしてもらいたい、これはもう私は当然そういう主張でございします。しかし同時に、国の財政を預かつて国をうまく動かしていくという立場からすれば、全国民に恩恵の及ぶもの、つまり自営業者や何かの納められた所得税も自分たちが入つていない雇用保険に投入されているわけですから、財政を再建するという話があるときに協力してくれというのは、これは大蔵大臣のお立場でございします。

そこで、私と大蔵大臣の間に実は激しい論争がありまして、今のところ幸いなことに雇用保険の収支は諸先輩の御努力で積立金がかなり積み上がつてゐます。国庫負担をゼロにするとかどうだとかということになればこれはもう激しい闘ひになるわけであつたかと思ひます。現行の国庫負担の三割だけしばらく我慢してくれないかというところでございしたから、それなら将来、私がお預かりしてゐる雇用保険に問題が生じた場合はもとに戻せと。もとへ戻すというのを今すぐはお約束できないが重く受けとめて御相談させていただきますというところでございしました。

これは会社で言へば、やはり営業するには資金が要るけれども、会社を建て直すときに、経理はこう言つてゐるとかというバランスの話とよく似たことじやないかと私は思ひます。

○長谷川清君 積立金は今四兆規模ですね、これはそれがいいかどうか。恐らく、どの数字になつたら危険水域ですよ、どのぐらいなら安定ですよ、そのぐらゐの目安基準というものは持っておくべきではないか。答弁は要りませんが、防衛施設の方にお伺ひいたします。

もう時間がありませんので簡単に申し上げます。今、特に米軍の撤退、縮小、そういう動向というものがあつます。そういう状況に關連をしまして、雇用にどう影響を与えてゐるかという現状の把握の問題、それから、普天間のことを扱つた特別行動委員会の最終報告が出ております。こういうものがどういふふうな今後影響をし

てくるのが二点目。それから、特に沖縄で非常に大きく問題になっております若年層における、年齢でいうと非常に若い人たちの失業が高いと見ておりますが、こういうことについて雇用対策をどういうふうに考えているのか、三点まとめて私の質問を終わります。

○政府委員(小澤毅君) まず、在日米軍従業員全体の雇用の問題でございますけれども、当庁いたしましたししては、在日米軍従業員につきましては雇主という立場にございます。したがって、従来から在日米軍従業員の雇用の安定に努めてきたところでございます。今後とも在日米軍とも緊密に連絡協力しつつ、また各地方に置かれております労働関係等とも連携を図りつつ、雇用の安定確保については最大限努めてまいりたいと思っております。

そのうち、特に先生からただいま一つお話がございました沖縄関係の問題でございますけれども、御案内のように、昨年SACOの最終報告が出てまいりました。その中で、在日米軍の施設・区域に在籍いたします在日米軍従業員の雇用に關しましては、瀬名波通信施設、楚辺通信所、普天間飛行場、那覇港湾施設等五つの施設につきまして従業員の雇用に影響が生ずるのではないかとということが見込まれております。

この関係する従業員は現在約七百名ほどございますけれども、私どもといたしましては、できる限り移設先への配置転換等により対応していくという方策でいきたいと思っております。そのため、本年度でございますけれども、私どもと関係する従業員、さらには地方公共団体の方々も含めまして、意向調査や意見の聴取会等を行っておりますところでございます。

私どもとしましては、いずれにしましても従業員が仮に離職を余儀なくされる場合がございますれば、それに対しては万全の施策を講じていくということに対応してまいりたいと思っております。

またもう一つ、若年労働者との関連でございます

すけれども、現在、駐留軍の従業員、これは全国全体でございますけれども、約三千名程度が毎年退職しております。しかしながら、そのうち自己退職等を除きますと、おおむね五〇%以上の方々のほとんどが六十歳以上の定年等に達した方々で定年退職という姿になってございます。

いずれにしましても、特に沖縄等におきましては雇用対策につきまして今後とも万全を図っていくとともに、また、米軍ともその点はうまく調整しながらやっていくということで我々は臨んでいきたいと思っております。

○長谷川清君 終わります。

○委員長(鹿熊安正君) 両案に対する本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後三時十一分散会